

パート労働法改正
施行、27年4月1日

パートタイマーを
雇い入れたときは、
雇用管理の改善措置の
内容について、
説明しなければならない

パートタイム労働者の
公正な待遇を確保し、
納得して働くことができ
るよう、パートタイム労
働法が変わります。

賃金

正社員と差別的取扱いが禁止されるパ
ートタイム労働者の対象範囲の拡大
正社員と差別的取扱いが禁止される
パートタイム労働者については、これま
で、(1) 職務内容が正社員と同一、(2) 人
材活用の仕組み(人事異動等の有無や
範囲)が正社員と同一、(3) 無期労働契
約を締結しているパートタイム労働者で
あることとされていましたが、改正後は、
(1)、(2)に該当すれば、パートタイム労
働者の差別的取扱いが禁止されます

賞与・退
職金

昇給

「短時間労働者の待遇の原則」の新設
事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の
待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容
、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と
認められるものであってはならないとする、広く全ての短時
間労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。
改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした一
般的な考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の
改善を図っていただくこととなります。

松崎社会保険労務士事務所

☎090-9562-3937